

公示送達（令和８年岡東税第１５２号）

別紙記載の者に係る書類について、送達を受けるべき者の住所、居所、事務所及び事業所が明らかでないため送達できないので、地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第２０条の２及び岡山市市税条例（昭和２５年市条例第４７号）第１０条の規定により、公示送達をする。

なお該当書類は東区市税事務所において保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和８年８月１０日

岡山市長 大 森 雅 夫

東区
令和 8 年度

公示送達対象者一覽

[illegible]